

空き家問題は、

司法書士へ!



司法書士は、
空き家問題に積極的に
取り組んでいます。

空き家問題のおもな原因

- 相続登記が済んでいない
- 相続人がいない
- 相続人が行方不明

司法書士は、これらすべての原因に
効果的な対処ができる専門家です。

▶▶詳しくはウラ面をご覧ください。



しほたん ©東京司法書士会

司法書士と空き家の深い関わり

司法書士は、国民の権利を擁護する中立型調整役の法律家として、さまざまな業務を行っています。なかでも①相続の登記における、戸籍の取得や、②遺産分割協議書の作成などは、司法書士が得意とする業務です。③相続人の調査・確定、登記簿などから権利関係を把握する能力は高く評価されておりま。また、司法書士は法令により、業務として他人の④財産管理人に就任することができます※。近年は成年後見人として財産管理を行う者も多く、成年後見人の選任数は専門職の中で最多となっています。そのほかにも、相続放棄や相続財産管理人選任申立など⑤裁判所に提出する書類の作成や、⑥遺言書の作成支援も日ごろから多く扱っています。これらはどれも空き家問題の解決に幅広く対応できる職能です。

※司法書士法施行規則第31条第1項第1号

業務の種類	関連度	ポイント
① 相続の登記	◎	司法書士と言ったらやっぱり相続登記、安心しておまかせください
② 遺産分割協議書	◎	司法書士は中立的立場で権利調整を行うことが得意です
③ 相続人の調査	◎	戸籍や登記簿から相続関係や権利関係を把握する能力に定評あり
④ 財産管理人	◎	とくに家庭裁判所による成年後見人の選任件数は専門職の中で最多です
⑤ 裁判書類作成	○	相続放棄や不在者などに関する裁判書類の専門知識も豊富です
⑥ 遺言書作成支援	○	転ばぬ先の司法書士、遺言書は空き家問題の予防法務としても最適です

司法書士の空き家問題に対する取り組み

財産管理人研修

空き家問題の原因の一つとされる、「相続人不存在」や「行方不明者」。そんな状況であっても司法書士なら相続財産管理人や不在者財産管理人として、空き家問題を解決に導くことができます。私たちはこれら財産管理人業務についての研修を毎年実施しています。研修履修者のうち希望者を「財産管理人（研修履修者）名簿」に登載し、東京家庭裁判所立川支部や、多摩地域の各自治体に提供しています。



相続財産管理人研修の様様

市町村との空き家対策協定

空き家問題の解決には、自治体との連携が不可欠です。司法書士会では、多摩地域の各自治体に空き家問題対策協定の締結を働きかけております。すでに、小平市、小金井市、西東京市などと協定を締結しており、東村山市では締結に向けて協議中です。協定を締結した市においては、市民からの相談に対して、スムーズなサポートができる体制が整備されています。



小平市「空家等対策に関する協定」締結式



東京司法書士会 三多摩支会

電話 **042-527-1919**

<http://www.3tama.org>

家事事件対策部 財産管理人支援委員会 平成29年10月制作

〒190-0012

東京都立川市曙町2丁目34番13号

オリンピック第3ビル202A